

○庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

令和3年3月30日告示第53号

庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクへの登録のため空き家内の家財道具等の処分を行った者に対し、予算の範囲内で庄原市空き家家財道具等処分支援補助金(以下「補助金」という。)を交付し、空き家の利活用の促進を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に定めるもののうち、専ら居住の用に供される一戸建ての家屋(集合住宅及び居住部分の面積割合が2分の1に満たない店舗併用住宅を除く。)
- (2) 空き家バンク 市内に存する空き家に関する情報を登録し、市が利用希望者に対して情報を提供する制度
- (3) 家財道具等 空き家の居住部分に供されていた家財道具及びそれに付随するもの(店舗併用住宅においては、店舗部分に供されていたものを除く。)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の家財道具等を処分する権限を有し、次のいずれかに該当するもの
 - ア 空き家の所有者又はその相続人
 - イ アの親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人
- (2) 家財道具等を処分する空き家を空き家バンクに登録する者又は登録しようとする者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に事業所を置く個人事業主に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、空き家1件につき、補助対象経費の10分の10以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の空き家につき、1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 空き家の登記事項証明書（当該空き家が未登記である場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）

（2） 家財道具等の処分及び運搬の実施に係る契約書の写し又は見積書の写し

（3） 家財道具等の処分及び運搬に要した費用の領収書の写し

（4） 家財道具等の処分前及び処分後の写真

（5） 申請者が相続人の場合は、空き家の所有者との続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等

（6） その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める交付申請は、補助金等の交付手続の特例として、補助事業の完了後に行うものとし、当該完了の日から60日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

3 第1項に定める申請手続については、規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「交付を決定し、及び交付額を確定する。」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付決定及び額確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは庄原市空き家家財道具等処分支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条に定める補助金の交付決定及び交付額の確定通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

様式 (省略)